

公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本財団は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 本財団は、困難な病気を患っている児童及びその家族を支援するため、必要とされている医療施設の近くに安価で滞在できる施設を設置、運営することによって小児医療や家庭の福祉に貢献し、また、医療分野や福祉活動等におけるボランティア活動を推進するための啓発活動を行うことにより、わが国の医療・福祉への支援体制の確立に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 困難な病気を患っている児童及びその家族が滞在できる施設の設置・運営
- (2) 福祉、医療分野等を必要とする地域への支援事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

2 前項の事業は、本邦及び海外で行う。

第2章 財産と会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事

会及び評議員会の承認を要する。

- 5 この定款の施行日以降に寄附を受け入れた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第7条 本財団の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の承認を経て、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会の承認を経るものとする。

- 2 本財団は、法令の定めるところにより、前項の定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 本財団が長期借入(当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。)をしようとするときは、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

- 2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、前項と同じ決議を経なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第10条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(会計の原則)

第11条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣例に従うものとする。

- 2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程による。
3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定めるところによる。

第3章 評議員

(評議員)

第12条 本財団に、評議員7人以上15人以内を置く。

(選任等)

第13条 評議員の選任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、本財団の理事及び監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

ト イからヘまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員(①において「会社役員」という。)又は使用人である者

① 当該評議員が会社役員となっている他の法人

② イからヘまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同

利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 本財団の評議員のうちには、理事のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第15条 評議員の解任は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。ただし、評議員会の決議をする前に、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(欠員)

第16条 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額100万円を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うための費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める評議員及び役員の報酬等に関する規程及び役員等旅費規程による。

第4章 評議員会

(評議員会の設置等)

第 18 条 本財団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 19 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法」という。）第 198 条で準用する同法第 113 条に規定する役員の実任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 継続
- (7) 合併契約の承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) 理事、監事が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (10) 評議員による招集の請求により招集された評議員会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (11) 事業報告並びに計算書類及び財産目録等の承認
- (12) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会は、前項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項を除き、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することができない。

(種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時開催する。

(招 集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）

(招集通知)

- 第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、前条第 3 項各号に掲げる事項及びその理由を記載した書面によりその通知を発しなければならない。
- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

- 第 23 条 評議員会の議長は、その都度評議員の中から互選により選出する。

(決 議)

- 第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 評議員の解任
 - (2) 監事の解任
 - (3) 一般社団・財団法第 198 条において準用する同法第 113 条に規定する役員の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 継続
 - (7) 合併契約の承認
 - 3 議長は、第 1 項の決議に、評議員として議決に加わることができない。ただし、議決の結果、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略等)

- 第 25 条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が、評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役員

(種類及び定数)

第 27 条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 人以上 15 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長、1 人を専務理事、1 人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。

3 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事 (2 人以上ある場合はその過半数) の同意を受けなければならない。

4 監事は、本財団の評議員、理事又は職員を兼ねることができない。

5 本財団の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数 (現在数) の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 本財団の監事には、本財団の理事 (親族その他特殊の関係がある者を含む。) 及び評議員 (親族その他特殊の関係がある者を含む。) 並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

7 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本財団の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、本財団を代表し、法令及びこの定款に定めるところにより、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の常務を分担処理する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 本財団の業務及び財産の状況を調査し、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為により本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定めるところによることができる。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第32条 理事が次の各号の一に該当するときは、第24条第1項において定める評議員会の決議により、当該理事を解任することができる。この場合、評議員会において決議する前に、その理事に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2 監事が前項各号の一に該当するときは、第24条第2項において定める評議員会の決議により、当

該監事を解任することができる。この場合、評議員会において決議する前に、その監事に弁明の機会を与えなければならない。

(欠員)

第33条 理事又は監事が第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2 理事長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(報酬等)

第34条 役員には、その職務の執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める評議員及び役員の報酬等に関する規程及び役員等旅費規程による。

(競業及び利益相反取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引

(2) 理事が自己又は第三者のためにする本財団との取引

(3) 本財団が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なくその取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第36条 本財団は、一般社団・財団法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本財団は、一般社団・財団法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置等)

第37条 本財団に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の招集に関する事項の決定
- (2) 規程又は規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、本財団の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第36条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- 3 本財団が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回開催し、臨時理事会は随時招集する。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長又は理事が、理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第 42 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第 38 条第 3 項の理事会の決議は、理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

3 議長は、第 1 項の決議に、理事として議決に加わることができない。ただし、議決の結果、可否同数のときは議長の決するところによる。

(決議の省略等)

第 43 条 理事長又は理事が決議目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその議案に異議を述べたときはこの限りではない。

2 理事、監事が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

3 前項の規定は、理事長、専務理事及び常務理事による理事会報告については適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、一般社団・財団法第 197 条において準用する同法第 95 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 45 条 本財団の事業の適切かつ円滑な運営を図るために必要あるときは、理事会の議決を経て委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 8 章 会 員

(会 員)

第 46 条 本財団に、会員を置くことができる。

- 2 会員は、本財団の目的に賛同し、入会を申し込んだ個人とする。
- 3 会員は、理事会が定める会費を納入するものとする。
- 4 その他会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 47 条 本財団の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(備置き書類及び帳簿)

第 48 条 事務局には、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 第 25 条に規定する評議員会の決議を省略した場合の同意書
- (3) 評議員会の議事録
- (4) 第 43 条に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書
- (5) 理事会の議事録
- (6) 会計帳簿
- (7) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
- (8) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (9) 財産目録
- (10) 評議員及び役員の名簿
- (11) 役員の報酬等の支給基準
- (12) 運営組織及び事実活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 一般社団・財団法第 200 条第 1 項の規定にかかわらず、この定款第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 13 条に規定する評議員の選任及び第 15 条に規定する評議員の解任の方法は、前項の規定によりこれを変更することができる。

(解 散)

第 50 条 本財団は、一般社団・財団法第 202 条の事由により解散する。

(合 併)

第 51 条 本財団が合併するときは、あらかじめ、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 24 条第 1 項に規定する届出をし、又は認定法第 25 条に規定する認可を受けた上で、第 24 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(公益目的取得財産残額の処分)

第 52 条 公益認定の取消処分を受けた場合において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議を経て、その取消の日から 1 ヶ月以内に認定法第 5 条第 17 号に掲げる者に贈与するものとする。

2 合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）において認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議を経て、その合併の日から 1 ヶ月以内に認定法第 5 条第 17 号に掲げる者に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 53 条 本財団は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第 54 条 本財団が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 公告方法

(公 告)

第 55 条 本財団の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。

第12章 補 則

(委 任)

第56条 法令及びこの定款に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に規定する公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に規定する特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

開原 成允	廣瀬 修	島田 浩三	炭谷 茂	大野 晃
村上 陽一郎	有村 治子	大楠 忠男	鶉橋 誠一	好本 一郎
横山 利夫	ダニエル・セイヤー			

監事

吉野 賢治 二村 隆章

- 4 この法人の最初の代表理事は 開原成允とし、最初の業務執行理事は廣瀬修及び島田浩三とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

西村由美子	残間里江子	矢島 尚	ジェフリー N マクニール
宮田佳代子	後藤 亘	安田 隆之	岡野 弘明
柳澤 正義	大熊由紀子	南 砂	佐多 保彦

附 則 (令和6年3月8日)

1. 定款第17条及び第34条の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。